



山形県公報

令和2年7月10日(金)
第120号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……744
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……745
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……746
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……747
- 河川区域の指定……………(河川課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……748
- 同……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 令和2年度自衛官候補生等の募集……………(市町村課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……749
- 同……………(同) ……750
- 同……………(同) ……751
- 同……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同
- 同……………(同) ……752

そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市町村課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第533号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和2年6月16日招集した山形県議会定例会は、同年7月3日閉会した。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ICCリサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	訪問看護ステーション コテイエ 新庄市大手町2番68号2F	訪 問 看 護	令和 2. 7. 1

山形県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ICCリサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	訪問看護ステーション コテイエ 新庄市大手町2番68号2F	介護予防訪問看護	令和 2. 7. 1

山形県告示第536号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.90%」を「年0.85%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年5月18日から適用する。
- 令和2年5月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第537号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.90パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年5月18日から適用する。
- 2 令和2年5月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	武 田 清 一 郎	山形市大字谷柏1410番地10

山形県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営平枝地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営平枝地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月15日から同年8月17日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 樫 達 喜	鶴岡市三和字本田前25番地

同	遠 藤 守	同	馬渡字道西163番地
同	成 田 道 哉	同	豊栄字田繰23番地 2
同	齋 藤 豪	同	越後京田字双見 8 番地
同	石 川 秀	同	小中島字猫作92番地 3
監 事	富 樫 俊 昭	同	柳久瀬字ソブ田21番地
同	齋 藤 政 通	同	藤島字村前42番地

山形県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齋 藤 豪	鶴岡市越後京田字双見 8 番地
同	成 田 道 哉	同 豊栄字宅地23番地 2
同	石 川 秀	同 小中島字猫作92番地 3
同	齋 藤 政 通	同 藤島字村前42番地
同	岡 部 源 喜	同 羽黒町後田字下田元225番地
監 事	富 樫 俊 昭	同 柳久瀬字ソブ田21番地
同	齋 藤 智	同 三和字西田60番地

山形県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年7月10日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根長島線
- 2 供用開始の区間 村山市大字長島字小坂742番から
同 745番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月10日

山形県告示第544号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

水系名	河川名	指定区域	指定年月日
最上川	最上小国川	別紙図面に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域（別紙図面は、省略）	令和 2. 7. 10

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第38号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月10日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

「 〃 白鷹町大字荒砥甲377番地 」を「 〃 白鷹町大字鮎貝108番地 」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人柏倉家文化村
 - (2) 代表者の氏名
飯野 清治
 - (3) 主たる事務所の所在地
東村山郡中山町大字長崎969番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の個人・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化の振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承、観光の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人市民セクター愛のまちづくり班
 - (2) 代表者の氏名
兵庫 等
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市丸の内二丁目3番3号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、当地域に住む認知症で悩む人やその家族に対する相談・支援を行うこと及び認知症ケアに関する研修の機会を設けること並びにその介護を行うための施設を運営することによって、当該地域の福祉の増進に寄与することと、併せて中心市街地において当該事業を行うことにより、雇用の場を創出しその活性化を図るとともに、介護スタッフのスキルアップ研修及び養成事業を行い、雇用機会の拡大を図ること、さらには子育てを支援するための活動を実施することによって、地域社会に貢献することを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期	
一般曹候補生（男女）	令和2年7月10日（金）から同年9月10日（木）まで	第1次試験	令和2年9月18日（金）から同月20日（日）までのうち指定する1日	筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	食糧会館 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設 甌葉プラザ	令和3年3月下旬又は4月上旬
		第2次試験	第1次試験合格者 にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者 にのみ通知	同左	
航空学生（男女）		第1次試験	令和2年9月22日（火）	筆記試験	山形市 鶴岡市	山形大学小白川キャンパス 鶴岡合同庁舎	
		第2次試験	第1次試験合格者 にのみ通知	適性検査 口述試験 身体検査	第1次試験合格者 にのみ通知	同左	
自衛官候補生（男女）			令和2年9月18日（金）から同月20日（日）までのうち指定する1日	筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	食糧会館 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設 甌葉プラザ	
			令和2年9月26日（土）から同月30日（水）までのうち指定する1日	口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県みらい企画創造部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪グレーダ3.7メートル級 6台
- (2) 除雪ドーザ14トン級 3台

- (3) 凍結防止剤散布車 4台
- (4) 小形除雪車1.3メートル級（ハンマーナイフ式草刈装置付き） 1台
- (5) 小形除雪車1.0メートル級（油圧式チップバック付き） 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192
 - (2) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192
 - (3) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
 - (4) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
 - (5) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- 5 落札金額
1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 160,380,000円
 - (2) 51,480,000円
 - (3) 77,880,000円
 - (4) 28,160,000円
 - (5) 18,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年3月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ロータリ除雪車2.2メートル級 2台
 - (2) 小形除雪車1.3メートル級 2台
 - (3) 小形除雪車1.0メートル級 4台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
1の(1)から(3)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
 - (2) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
 - (3) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
- 5 落札金額
1の(1)から(3)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 84,700,000円
 - (2) 40,832,000円
 - (3) 37,620,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年4月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10000立級） 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- 5 落札金額 115,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年4月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 排水ポンプパッケージ 9台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社南東北クボタ山形事業所 山形市流通センター三丁目3番3号
- 5 落札金額 131,670,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年4月21日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年5月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
- 5 随意契約に係る契約金額 55,825,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪ドーザ14トン級 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本キャタピラー合同会社山形営業所 天童市石鳥居二丁目1番91号
- 5 随意契約に係る契約金額 40,909,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

そ の 他

山形県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月10日

山形県市町村職員共済組合

理事長 佐 藤 孝 弘

- 1 組合に属する地方公共団体等について

市	町	村	一 部 事務組合等	合 計
13	19	3	19	54

- 2 組員数及び標準報酬月額について

組員の種別		一 般	市町村長	特定消防	市 町 村 長 長期組員	長期組員	船員一般	任意継続
組員数（人）		14,338	34	1,409	1		4	154
標準報酬 月 額（千円）	長期	5,465,644	20,930	525,300	620		1,820	
	短期	5,765,574	27,400	525,430	930		1,820	55,150
1人当たり 標準報酬（円） 月 額	長期	381,199	615,588	372,817	620,000		455,000	
	短期	402,118	805,882	372,909	930,000		455,000	358,116

- 3 組合職員の数について

（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	合 計
人 員	19	4	9	3	1	1	37

（単位：千円）

4 各経理単位の収支状況について

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負 担 金	4,832,725	13,426,287	701,667	100,897			188,875	307,858				
掛 金 ・ 保 険 料	4,874,370	8,544,700	701,659					182,963				
施設収入・商品売上									293,854			
連 合 会 交 付 金	533,924						82,300				251	
利息及び配当金等	212				15,591	3,394	35	67	11	223,098	1	1
そ の 他 収 入	82,559						83		2,662		27,840	36,083
他経理からの繰入金							36,565		69,000			
前年度繰越支払準備金	682,240											
計	11,006,030	21,970,987	1,403,326	100,897	15,591	3,394	307,858	490,888	365,527	223,098	28,092	36,084
(支 出)												
給 付 金	4,490,062											
役 職 員 給 与							121,836	27,111	124,723	18,073	7,535	8,440
旅 費 ・ 事 務 費							15,458	1,854	3,405	1,714	1,659	1,360
商品仕入・飲食材料費等									84,025			

委託	費									7,707	6,883	9,636	154	120	4,641
支払	利息								3,394				147,848	16,742	1,067
連合会	払込金	127,337												1,557	
負担金	払込金		13,426,287	701,667	100,897										
掛金	払込金		8,544,700	701,659											
事務費	負担金払込金								83,927						
連合会	拠出金	646,644													
老人保健	拠出金														
退職者	給付拠出金	199													
前期高	齢者納付金	1,947,300													
後期高	齢者支授金	2,070,510													
病床	転換支授金	10													
介護	納付金	958,489													
他	經理への繰入金	36,565								69,000					
その他	支出	4,813								67,434	361,758	147,716	9,063	5,993	7,475
次年度	繰越支払準備金	674,068													
計		10,955,997	21,970,987	1,403,326	100,897				3,394	296,362	466,606	369,505	176,852	33,606	22,983
当期	利益金	50,033	0	0	0				0	11,496	24,282	△3,978	46,246	△5,514	13,101

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について (単位：千円)

区分	分	短期	厚生年金 保険	退職等年金 退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物産
(資産)													
流動	資産	2,430,960	1,313,563	88,328	660	36,238	177,143	431,196	611,125	573,087	3,774,228	146,293	249,190
固定	資産					1,546,000	884,811	15,426	854	939,514	21,893,030	2,116,552	396
	計	2,430,960	1,313,563	88,328	660	1,582,238	1,061,954	446,622	611,979	1,512,601	25,667,258	2,262,845	249,586
(負債・資本)													
流動	負債	13,992	1,313,563	88,328	660			5,619	24,038	13,502	24,321,691	76	2,280
固定	負債	674,068						76,106	23,761	70,818	6,500	1,617,640	91,498
剰余	金	1,742,900						364,897	564,180	1,428,281	1,339,067	645,129	155,808
	計	2,430,960	1,313,563	88,328	660	1,582,238	1,061,954	446,622	611,979	1,512,601	25,667,258	2,262,845	249,586

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成17.10.25	第1687号	1175	15	種蓄	種畜